

事業基本契約書（案）

1 工 事 名	(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業									
2 工 事 場 所	泉南市岡田三丁目・岡田四丁目・岡田五丁目内									
3 工 期	この契約の締結を承認する旨の泉南市議会の議決を得た日から 令和 年 月 日 まで									
4 契約対価の額				百万			千			円
	¥	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額				百万			千			円
		¥	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約保証金	納 付 ・ 契約対価の額の100分に10に相当する額以上 担 保 ・ 泉南市財務規則第126条による 免 除 ・ 泉南市財務規則第127条第1項第（ ）号による									
6 解体工事に要 する費用等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12 年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、 （1）分別解体等の方法、 （2）解体工事に要する費用、 （3）再資源化等をするための施設の名称及び所在地、 （4）再資源化等に要する費用 について、それぞれ別添書面に記載する。									
7 適用除外条項										
8 そ の 他	工事を施工しない日： 工事を施工しない時間帯：									

上記事業について、発注者及び受注者グループは、各々対等な立場における合意に基づいて、本基本契約及び各事業契約に定める条項による契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。なお、本基本契約及び各事業契約は仮契約として締結されるものであり、市議会の議決をもって、これを本契約とする。

本基本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 泉南市樽井一丁目 1 番 1 号
大阪府泉南市
泉南市長 山 本 優 真

受注者

代表企業 ●●【住所】

(構成企業) ●【商号】

代表取締役 ●

構成企業 ●●【住所】

●【商号】

代表取締役 ●

構成企業 ●●【住所】

●【商号】

代表取締役 ●

構成企業 ●●【住所】

●【商号】

代表取締役 ●

(目次)

第1章	用語の定義.....	1
第2章	総則.....	2
第3章	本事業の実施に関する事項.....	11
第4章	契約対価の支払い.....	12
第5章	損害及びリスク分担.....	12
第6章	法令変更・不可抗力による契約内容の変更.....	13
第7章	契約期間及び契約の終了.....	13
第8章	表明保証及び誓約.....	16
第9章	保険及び契約保証.....	17
第10章	租税.....	18
第11章	その他.....	18

泉南市（以下「発注者」という。）と【 】、【 】、【 】、【 】及び【 】は（以下、これらで構成するグループの各企業を個別に又は総称して「受注者」という。構成企業のうち【 】を代表企業とする。）は、学校施設等の設計、建設及び工事監理を行う、(仮称)西信達義務教育学校等整備事業（以下「本事業」という。）に関し、本契約（以下「本基本契約」という。）とともに、それと一体のものとして、令和●年●月●日付基本協定書（以下「本協定」という。）に定める、本基本契約を除く各事業契約（以下、個別の事業契約を「各事業契約」といい、本基本契約と各事業契約を総じて「本事業契約」という。）を締結する。発注者と受注者は、本事業契約とともに、入札説明書、要求水準書、提案書、同参考資料及び質疑応答書に定める事項が適用されることを確認する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本基本契約において使用する用語の意義は、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 「学校施設」とは、本事業により整備される学校施設及びそれに附属する施設、屋外工作物その他外構等を総称していう。
- (2) 「多機能化施設」とは、本事業により整備される留守家庭児童会、コミュニティセンター、消防分団車庫、防災用備蓄倉庫及びその付帯施設をいう。
- (3) 「学校施設等」とは、学校施設及び多機能化施設並びに既存施設の解体撤去が予定される本件土地上の敷地をいう。
- (4) 「本件土地」とは、別紙1記載の土地をいう。
- (5) 「本業務」とは、本事業契約に基づく業務を総称していう。
- (6) 「本件工事」とは、本事業に係る解体工事及び学校施設等の建設工事を総称していう。
- (7) 「本事業契約締結日」とは、本事業契約の締結を承認する旨の市議会の議決がなされた日をいう。
- (8) 「契約期間」とは、第37条に規定する期間をいい、本基本契約締結日から第6章に定める契約対価の支払終了までの期間をいう。
- (9) 「事業期間」とは、令和 年 月 日【本基本契約締結日】から令和 年 月 日までの期間をいう。
- (10) 「事業年度」とは、事業期間中の各年の4月1日より翌年の3月31日までの期間をいう。
- (11) 「入札説明書」とは、発注者が本事業に関し、令和6年●月●日に公表した「(仮称)西信達義務教育学校等整備事業 入札説明書」をいう。
- (12) 「要求水準書」とは、発注者が本事業に関し、令和6年●月●日に公表した「(仮称)西信達義務教育学校等整備事業 要求水準書」をいう。
- (13) 「質疑応答書」とは、入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準及び(仮称)

西信達義務教育学校等整備事業契約書(案)の公表後に受け付けられた質問並びにこれに対する発注者の回答を記載した書面を総称している。

- (14) 「提案書」とは、受注者が入札手続において発注者に提出した入札提案、発注者からの質問に対する回答書その他受注者が本事業契約締結日までに提出した一切書類をいい、事業計画書を含む。
- (15) 「本事業契約書等」とは、本事業契約における契約書、入札説明書、要求水準書、質疑応答書及び提案書を総称している。
- (16) 「契約対価」とは、本事業契約に基づく受注者の債務履行に対し、発注者が支払う対価を総称している。
- (17) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、津波、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象のうち発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (18) 「既存施設」とは、本事業契約書等で定める取壊し対象施設をいう。
- (19) 「建設企業」とは、本事業における建設業務を実施する民間事業者をいう。
- (20) 「建設業務」とは、本事業の実施に関する既存施設の解体撤去工事、学校施設等の建設工事等（これらの準備行為、関連行為を含む。）の総称をいい、その内容は本件事業契約書等の定めるところによる。
- (21) 「工事請負契約」とは、発注者及び建設企業との間で締結する、本事業の建設業務等にかかる契約をいう。
- (22) 「設計企業」とは、本事業における設計業務を実施する民間事業者をいう。
- (23) 「設計業務」とは、本事業の実施に関する設計図書を作成する業務等の総称をいい、その内容は本件事業契約書等の定めるところによる。
- (24) 「建築設計業務等委託契約」とは、発注者及び設計企業との間で締結する、本事業の設計業務にかかる契約をいう。
- (25) 「工事監理企業」とは、本事業における工事監理業務を実施する民間事業者をいう。
- (26) 「工事監理業務」とは、本事業の実施に関する学校施設等の建設工事と設計図書を照合及び確認する業務等の総称をいい、その内容は本件事業契約書等の定めるところによる。

第2章 総則

（総則）

第2条 発注者及び受注者は、本事業契約書等に従い、日本国の法令を遵守し、本事業契約を履行しなければならない。

2 受注者は、本事業契約記載の工事を本事業契約記載の工期内に完成し、学校施設等を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約対価を支払うものとする。

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、本事業契約書等及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 本事業契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本事業契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本事業契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 本事業契約書等及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本事業契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 発注者は、受注者が共同企業体を結成している場合においては、本事業契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本事業契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行う本事業契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 11 受注者の構成企業は、本事業契約で規定する構成企業の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとし、本事業契約で規定する各業務を担当する受注者による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、他の受注者が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。

（目的及び事業概要）

- 第3条 本事業契約は、本事業における発注者と受注者の役割及び基本的合意事項について定めるとともに、本事業の実施に際しての条件を定めることを目的とする。発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、本事業契約に定める条項による契約を締結し、信義に従い、誠実に本事業契約を履行するものとする。
- 2 本事業は、学校施設等の設計、建設（以下、既存施設の解体工事を含む。）、工事監理及び学校施設等の発注者に対する引渡し、並びにこれに付随し、関連する一切の業務により構成される。

（事業遂行の指針）

- 第4条 受注者は、本事業を、本事業契約書等に従って遂行しなければならない。なお、これらの書類間に齟齬のある場合の優先順位は、発注者の判断によるものとする。
- 2 受注者は、本事業を実施するために必要な一切の手段については、自らの責任において確保するものとする。
- 3 受注者が本事業を本事業契約書等のとおりに遂行していない場合には、発注者は、受注

者に対し、その是正を求めることができる。なお、本項は、発注者の受注者に対する契約解除や損害賠償請求等の本事業契約上の権利行使を妨げるものではない。

- 4 (仮) 西信達義務教育学校等整備受注者選定委員会が、審査講評において表明した意見について、提案書に記載された内容を改善することが合理的であるという旨が発注者と受注者との間で協議、確認された場合は、発注者は、当該意見を設計・建設・工事監理等の条件として加味するものとする。

(事業日程)

第5条 本事業は、別紙2として添付する日程表に従って実施されるものとする。

(受注者の資金調達)

第6条 本事業について受注者のなすべき義務の履行に関連する一切の費用は、すべて受注者が負担するものとし、また本事業に関する受注者の資金調達は、本事業契約に別段の規定がある場合を除き、すべて受注者が自己の責任において行うものとする。

(許認可・届出等)

第7条 受注者は、その構成企業において、本業務の履行に着手するまでに、本事業契約上の受注者の義務を履行するために必要な一切の許認可等を自己の責任及び費用において取得・維持し、また、本事業契約上の受注者の義務を履行するために必要な一切の届出についても自己の責任及び費用において提出する。発注者の名義で取得・維持すべき許認可等については、受注者は、発注者の求めに応じ、申請書類の作成、添付資料の準備その他必要な協力を行うものとする。

- 2 受注者は、前項の本事業契約上の受注者の義務を履行するために必要な許認可等及び届出の申請に際しては、発注者に書面による事前説明及び事後報告を行う。
- 3 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者による許認可等取得及び届出に発注者が必要と認める資料の提出、その他発注者が必要と認める協力を行う。

(受注者の義務)

第8条 受注者は、本事業が、公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重し、本事業契約書等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、業務を遂行しなければならない。

- 2 受注者は、本事業契約書等の規定するところに従い、本業務を遂行するために必要かつ十分な人員を配置する。
- 3 受注者は、事業期間を通じて、本事業契約書等の規定するところに従い、本業務に係る労働安全衛生及び作業環境管理を徹底する。

(第三者への委託等)

- 第9条 受注者は、本業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、受注者が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたい旨を、当該委託又は請負に係る契約締結の30日前までに発注者に通知し、発注者の書面による承諾を得た場合で、かつ、当該委託又は請負が法令に違反しないときはこの限りではない。
- 2 前項ただし書により、受注者から本業務の全部又は一部を受託し、又は請け負った第三者から更に他の者に委託され又は請け負わせる場合についても、前項同様とする。
- 3 発注者は、受注者及び受注者からの受託者並びに請負者（再受託者又は下請負者以下の者がいる場合については、それらの者も含む。）から本業務の遂行に係る体制について、随時報告を求めることができる。
- 4 受注者は、第1項及び第2項の規定により受託し、又は請け負った者の本業務の履行をすべて自己の責任において管理するものとし、受注者から直接又は間接に委託又は請負を受けた第三者の事情に起因する、本事業契約上の受注者の債務の不履行は、その原因及び結果のいかんを問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(条件の変更)

- 第10条 発注者は、必要があると認める場合、本業務に関する条件の変更を受注者に対して求めることができる。受注者は、当該変更の要求を受けて直ちに発注者の要求を検討し、その結果を当該要求を受けてから14日以内に発注者に通知しなければならない。
- 2 前項により本業務に関する条件を変更する場合においては、当該変更により受注者の費用に増減が生じたときは、発注者は、合理的範囲内で契約対価を増額し、又は減額する。ただし、受注者の責めに帰すべき事由に基づく変更によって費用の増加が生じた場合は、受注者が当該費用を負担する。また、契約対価が増額される場合の増加額の支払方法は、発注者受注者協議の上、定めるものとする。
- 3 不可抗力又は法令変更により、発注者が要求水準書に定める水準をより厳格化する変更の提案を行う場合には、受注者は、その可否について、発注者との協議に応じるものとする。当該協議が調わない場合には、発注者は、受注者に対し、発注者が合理的に必要と認める変更を指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。
- 4 前項により本業務に関する条件が変更された場合、当該変更に伴い負担した増加費用の負担については、法令変更につき第36条第3項、不可抗力につき第36条第4項及び第5項の規定によるものとする。この場合において、発注者が増加費用を負担する場合の支払方法は、発注者受注者協議の上、定めるものとする。
- 5 第3項により本業務に関する条件が変更された場合で、受注者に生じる費用が減少した場合には、発注者は、受注者に対し、変更後の費用に基づき減額した契約対価を支払う。

(適用関係)

第 11 条 本事業における各業務に関する権利義務については、本事業契約の規定が適用されることにより、発注者及び受注者との間において生じるものとし、本協定、本基本契約、各事業契約、入札説明書等（発注者が令和 6 年 8 月 8 日に公表した本事業に係る入札説明書、要求水準書その他関連書類をいう。）及び提案書（受注者が本事業に関して発注者に提出した一切の書類をいう。）の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本協定、本基本契約、各事業契約、入札説明書等及び提案書の順に優先して適用されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札説明書等と提案書の内容に差異がある場合には、提案書に記載された提案内容が入札説明書等に記載された水準を上回るときに限り、提案書に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が要求水準になるものとする。

（請求、通知等の様式その他の事項）

第 12 条 本事業契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知又は解除（以下「通知等」という。）は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。係る書面は、本基本契約に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。ただし、受注者については、本協定に定める代表企業（以下同じ。）が他の受注者に対する通知等を受領する権限を有するものとし、発注者は、代表企業に対して通知等を行うことで足りるものとする。

（本事業契約の有効期間）

第 13 条 本事業契約は、本事業契約が泉南市議会の議決を得られず本契約が締結されなかったときはその効力を失う。その場合、発注者は、受注者に対し一切の責任を負わない。

2 本事業契約の有効期間は、本事業契約締結日されたときから、理由の如何を問わず本事業が終了した日に終了するものとする。

（債務不履行）

第 14 条 受注者は、本協定及び本事業契約上の義務を履行しないことにより発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないものとする。

2 受注者は、本事業契約の履行に関し、第三者に損害を与えた場合、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち、当該第三者又は発注者の責めに帰すべき理由により生じたものを除く。

（権利義務の譲渡等）

第 15 条 受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本事業の実施に関する本事業契約上の地位又は本事業契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

2 受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、設計企業、建設企業又は工事監理企業（以下同じ。）を変更してはならない。

（受注者の役割等）

第 16 条 本事業の実施において、受注者は発注者との間で書面により別途合意した場合を除き、それぞれ、本事業契約書等に従い、各業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、各業務を適正かつ確実に実施するための一切の責任を負うものとする。各役割及び義務を負うものとする。

2 受注者は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために、受注者間の総合的な調整を円滑に行えるように協力しなければならない。

（事業契約上の責任）

第 17 条 前条において、受注者は、発注者の責に帰すべき事由による場合、発注者又は受注者のいずれの責にも帰さない法令等の変更等又は不可抗力の事由による場合を除き、事業契約上のいかなる責任をも免れず、受注者の責に帰すべき事由があったものとして、事業契約上の責任を負うものとする。

（発注者の本事業に関する確認等）

第 18 条 本事業の実施に関する事業契約上に別途定めのある場合を除き、発注者の本事業に関する確認若しくは立会又は受注者から発注者に対する報告、通知若しくは説明を理由として受注者はいかなる事業契約上における受注者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、発注者は何ら責任を負担しない。

（成果物及び学校施設等の著作権）

第 19 条 本事業の実施に関する成果物並びに学校施設等が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

2 発注者は、本事業の実施に関する成果物並びに学校施設等について、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本事業の終了後も存続するものとする。

3 受注者は、発注者が、本事業の実施に関する成果物並びに学校施設等を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（ただし、発注者が受注者に提供した著作物の著作権者を除く。以下、本条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し又はさせてはならない。

（1） 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は学校施設等の内容を自ら公

表若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 学校施設等の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者、発注者の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 学校施設等を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 学校施設等を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。
- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 本事業の実施に関する成果物並びに学校施設等の内容を公表すること。
 - (2) 学校施設等に受注者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 本事業の実施に関する成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 6 受注者は、契約対価が前条の成果物の発注者の利用に係る権限の付与等に対する対価（ライセンス料）を含むものであることを確認する。

（第三者の知的財産権等の侵害）

- 第20条 受注者は、本事業の実施に関する事業契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害しないこと、並びに学校施設等及び受注者が発注者に対して提供する本事業の実施に関する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、発注者に対して保証する。
- 2 受注者が、本事業の実施に関する事業契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は学校施設等若しくは受注者が発注者に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、受注者は、受注者の責に帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、又は発注者が指示する必要な措置を行う。ただし、受注者の当該侵害が、発注者の特に指定する工事材料又は施工方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

（契約対価の支払い等）

- 第21条 発注者は、各事業契約の定めるところにより、契約対価を受注者に支払うものとする。

（費用負担等）

- 第22条 受注者による本事業の実施その他事業契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、

契約対価及び事業契約において発注者が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて受注者が負担する。

- 2 受注者による本事業の実施その他事業契約上の義務の履行に必要な受注者の資金の調達は、事業契約において発注者が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて受注者が自らの責任と費用で行う。
- 3 発注者は、事業契約において別途規定されている場合を除き、受注者に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。

(契約対価の改定)

第 23 条 発注者又は代表企業は、各事業契約の定めるところにより、契約対価の改定が必要であると認めるときは、各事業契約に定めるところにより契約対価の改定を行う。

(要求水準等の変更)

第 24 条 発注者又は代表企業は、本事業の実施に当たり計画条件又は要求水準の変更が必要であると認めるときには、計画条件又は要求水準の変更内容を記載した書面を相手方に通知し、その変更を請求することができるものとし、当該変更の可否について協議を行うものとする。この場合において、代表企業は、発注者から変更の請求があった場合は、変更を請求する書面を受領した日から 14 日以内に、当該変更に伴う措置、学校施設等の引渡しの遅延の有無、契約対価の変動の有無、本事業の実施内容の変更の有無を検討した結果等を発注者に通知するものとし、自らが変更を請求する場合は要求水準の変更内容に当該変更に伴う措置、学校施設等の引渡しの遅延の有無、契約対価の変動の有無、本事業の実施内容の変更の有無の検討結果等を併せて記載した書面を発注者に通知するものとする。

- 2 発注者又は代表企業は、技術革新等により契約対価の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して契約対価の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 3 前 2 項における発注者と代表企業との間における協議が調わない場合は、発注者が変更等の可否及び合理的な変更案を定めるものとし、受注者はこれに従わなければならないものとする。

(要求水準等の変更による措置)

第 25 条 代表企業は、前条第 1 項に定める変更の請求により、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、学校施設等の引渡しの遅延又は契約対価の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間並びに費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、発注者に通知するとともに発注者と協議しなければならない。

- 2 発注者の責に帰すべき事由により、計画条件又は要求水準の変更がなされる場合は、発

注者が当該変更による合理的な増加費用を負担するものとし、代表企業との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。また、当該変更により学校施設等の引渡しの遅延が避けられない場合は、発注者が代表企業と協議の上、引渡予定日を変更できるものとする。

- 3 法令等の変更等又は不可抗力により、計画条件又は要求水準の変更がなされる場合は、当該変更による合理的な増加費用に関しては第 37 条の規定が適用されるものとする。また、当該変更により学校施設等の引渡しの遅延が避けられない場合は、発注者が代表企業と協議の上、引渡予定日を変更できるものとする。
- 4 法令等の変更等又は不可抗力により、計画条件又は要求水準の変更がなされる場合で、当該変更により受注者が負担する費用が減少するときには、第 37 条の規定が適用されるものとする。
- 5 計画条件又は要求水準の変更がなされる場合で、受注者が本事業の実施に関して発注者に提出済、又は提出予定の書類、図面及びそれらに関連する資料、その他の成果物の変更が必要な場合には、受注者は、速やかにそれらを必要な範囲内で変更し、提出済の書類等については改めて変更後の書類等を発注者に提出するものとする。

（臨機の措置）

- 第 26 条 受注者は、本事業の実施に係る事故又は災害防止等のために必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、受注者は、措置した内容を発注者に直ちに報告しなければならない。
 - 3 発注者は、事故又は災害防止その他本事業に関連する危機管理上、特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の負担とすることが明らかに適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（第三者に生じた損害）

- 第 27 条 受注者は、本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合は含まない。）には、直ちに発注者に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。
- 2 前項で規定された第三者の損害に関して発注者が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、受注者は、当該金銭に相当する金額について当該支払を行った発注者に対して

補償する。

- 3 受注者が本事業に関して発注者の責に帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、当該帰責事由の存する発注者は、受注者が当該賠償義務を負ったことにより受注者に生じた合理的な増加費用を負担する。

(中断による措置)

第 28 条 発注者は、合理的に必要があると認めた場合には、その理由を代表企業に通知した上で、本事業の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項により、学校施設等の引渡しの遅延が避けられない場合には、代表企業と協議の上、引渡予定日を変更する。ただし、前項に定める一時中止が受注者の責に帰すべき事由によるときは引渡予定日を変更しない。
- 3 第 1 項に定める一時中止が発注者の責に帰すべき事由による場合に、受注者に発生する合理的な増加費用については、当該帰責事由の存する発注者がこれを負担する。
- 4 第 1 項に定める一時中止が受注者の責に帰すべき事由による場合に、受注者に発生する増加費用については、受注者がこれをすべて負担する。
- 5 第 1 項に定める一時中止が法令等の変更等又は不可抗力若しくは発注者又は受注者の双方の責に帰さない事由によるときには、当該一時中止に関して受注者に発生する合理的な増加費用に関しては第 36 条が適用されるものとする。

第 3 章 本事業の実施に関する事項

(設計業務)

第 29 条 設計企業は、発注者との間で建築設計業務等委託契約の締結後、速やかに設計業務に着手し、入札説明書等及び提案書に定める設計業務の成果物を完成させて発注者に引き渡すものとする。

- 2 前項のほか、本事業における設計業務の実施については建築設計業務等委託契約、入札説明書等及び提案書に定めるとおりとする。

(建設業務)

第 30 条 建設企業は、発注者との間で工事請負契約の締結後、速やかに建設業務に着手し、学校施設等の引渡日までに学校施設等を完成させて発注者に引渡すものとする。

- 2 前項のほか、本事業における建設業務等の実施については工事請負契約、入札説明書等、設計図書及び提案書に定めるとおりとする。

(工事監理業務)

第 31 条 工事監理企業は、発注者との間で工事監理業務委託契約の締結後、工事監理業務に着手し、工事監理業務を完遂して入札説明書等及び提案書に定める工事監理業務の成

果物を発注者に引き渡すものとする。

- 2 前項のほか、本事業における工事監理業務の実施については工事監理業務委託契約、入札説明書等、設計図書及び提案書に定めるとおりとする。

第4章 契約対価の支払い

(学校施設等整備の対価)

- 第32条 学校施設等整備の対価は、金 円（消費税・地方消費税相当額を含む。）とする。なお、消費税及び地方消費税率が変更された場合には、変更後の税率にて算定された金額を本体金額に付加した金額に変更するものとする。

(各業務の対価の支払方法)

- 第33条 発注者は、別紙5及び各事業契約の定めるところにより設計企業、建設企業及び工事監理企業に設計業務、建設業務等及び工事監理業務の実施の対価を支払うものとする。

第5章 損害及びリスク分担

(第三者及び相手方に及ぼした損害)

- 第34条 受注者が、故意又は過失により、本業務の遂行に際し第三者又は発注者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 本件工事の施工等に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の理由により受注者が第三者に対して損害を与えた場合も前項と同様とする。
 - 3 発注者が、故意又は過失により、本事業の遂行に際し第三者又は受注者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。なお、その支払方法については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。
 - 4 本事業に関して、法令変更により第三者、発注者又は受注者に損害が生じた場合は第36条第3項の規定に従い、不可抗力により第三者、発注者又は受注者に損害が生じた場合は第36条第4項及び第5項の規定に従う。

(学校施設等に関する責任)

- 第35条 受注者は、発注者の責めに帰すべき場合及び本事業契約に別段の定めのある場合を除き、学校施設等の設計及び施工の瑕疵に起因する場合を含めるがそれに限らず、本業務に関連した学校施設等の損傷及び不具合に対応する一切の責任を負い、これに関連して発生した損害等について、発注者に対して、名目の如何を問わずいかなる金銭支払請求権も有しないことを確認する。なお、法令変更により発生した損害等については、第36

条第 3 項、不可抗力により発生した損害等については第 36 条第 4 項及び第 5 項の規定に従う。

第 6 章 法令変更・不可抗力による契約内容の変更

(法令変更又は不可抗力による契約内容の変更)

第 36 条 発注者及び受注者は、本事業契約締結日後の法令変更又は不可抗力により、本事業契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方当事者に対して通知しなければならない。

2 発注者及び受注者は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、変更後の法令等に適合し、又は不可抗力により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方当事者に発生する損害が最小限となるように義務内容の変更を行うものとする。

3 法令変更による前項の変更に伴い追加費用又は損害が生ずる場合、本業務に直接関係する法令の変更の場合は発注者が、それ以外の法令の変更の場合は受注者が、追加費用又は損害を負担する。発注者が追加費用又は損害を負担する場合、受注者は、追加費用又は損害の内訳及びその証憑類を添えて発注者に請求するものとする。

4 不可抗力による第 2 項の変更に伴い追加費用又は損害が生ずる場合、学校施設等の設計、建設、及び工事監理の対価の 100 分の 1 に相当する額までは受注者の負担とし、これを超える額は発注者の負担とする。ただし、受注者は、追加的費用の内訳及びその証憑類を添えて発注者に請求するものとする。

5 不可抗力に該当する複数の事由が発生し、それぞれ受注者に追加的費用又は損害が生じた場合には、それらの追加的費用及び損害の額をすべて合計したうえで、学校施設等の設計、建設及び工事監理の対価の 100 分の 1 に相当する額を超える部分は発注者が負担するものとする。

6 前 3 項により発注者が追加的費用又は損害を負担する場合の支払方法については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

第 7 章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第 37 条 本事業契約は、本事業契約締結を承認する旨の市議会の議決がなされた日から効力を生じ、受注者に対する契約対価の支払をもって終了する。

(発注者による本事業契約の解除)

第 38 条 発注者は、受注者の構成企業のいずれかが次の各号の一に該当するときは、何ら

の催告なく、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされた場合。
- (2) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされた場合。
- (3) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされた場合。
- (4) 特別清算開始の申立てをなし、又は申立てがなされた場合。
- (5) 自ら振出又は引受に係る手形の不渡りがあった場合。
- (6) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はその恐れのある者であることが判明した場合。

(ア) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。

(イ) 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

(ウ) 暴力団準構成員とは、暴力団以外の者であつて暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。

a. 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。

b. 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。

- (7) 受注者の構成企業又はその役員が建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴された場合。
- (8) 受注者の責めに帰すべき事由により、連続して30日（受注者が書面をもって説明し、発注者が認めた場合にあっては、相当の期間）以上事業を行わなかったとき。
- (9) 受注者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が不能となったとき。
- (10) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると発注者が認めるべき相当の理由があるとき。

2 発注者は、受注者が次に掲げる事由に該当したときは、受注者に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、設計、建設工事又は工事監理に着手すべき期日を過ぎても設計、建設工事又は工事監理に着手せず、相当の期間を定めて発注者が催告しても当該遅延について受注者から発注者が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、工期内に学校施設等が完成させず、かつ工期経過後60日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
- (3) その他、受注者が本事業契約又は本事業契約に基づく合意の各条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 前各項にかかわらず、各事業契約に定める解除に関する条項は、本事業契約全体に及ぶものとし、発注者は、各事業契約の定めにしたがって、本事業契約を解除し、解除に伴う措置を行うことができるものとする。

(受注者による契約解除)

第 39 条 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が不能となったときは、催告なく、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、発注者が発注者の責めに帰すべき事由により本事業契約に基づく発注者の義務を履行しない場合には、30 日以上期間を設けて催告を行った上で、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

3 本事業契約が第 1 項又は第 2 項の規定により全部解除された場合、受注者は、発注者に対し、契約対価の既払額（前払金を含む）がある場合にはこれを全額返還するとともに、本件土地を現状有姿のまま発注者に返還する。発注者は、受注者に対し、受注者の請求に基づき、受注者が被った合理的な範囲の損害を賠償する。なお、支払方法については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

4 前項の場合、本件土地上に存する建設中の学校施設等の所有権は、発注者に帰属するものとする。

5 第 1 項又は第 2 項に基づき、受注者が本事業契約の一部又は全部を解除した場合でも、受注者が発注者に対して差入れた契約保証金は、契約解除後、受注者が預かり証を提出した場合には、速やかに受注者に対して返還されるものとする。

6 本事業契約が第 1 項又は第 2 項の規定により一部解除された場合、発注者は、受注者に対し、受注者の請求に基づき、受注者が被った合理的な範囲の損害を賠償する。なお、その支払方法については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

(協議解除)

第 40 条 本事業契約の締結後に受注者の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合等、事業の継続が不能となったときは、発注者及び受注者は協議の上、本事業契約を解除することができる。

2 前項の場合の清算関係については、発注者及び受注者が協議して定める。

(法令変更又は不可抗力による解除)

第 41 条 発注者及び受注者は、法令変更又は不可抗力事由により相手方の本事業契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合においては、相互に本事業契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

2 発注者は、法令変更又は不可抗力事由により本事業契約の履行ができなくなったと認める場合には、受注者と協議の上、本事業契約を一部又は全部解除することができる。

3 本事業契約が第 2 項の規定により全部解除された場合には、受注者は、発注者に対し、速やかに契約対価の既払額（前払金を含む）がある場合にはこれを全額返還するとともに、本件土地を引渡し時の原状に復したうえ、発注者に返還する。ただし、発注者が解除

時における現状での引渡しを求めた場合には、受注者は、学校施設等を現状のまま、発注者に返還する。この場合において、出来高部分に利用価値がある場合で、かつ発注者がこれを利用した場合には、その評価額相当額を発注者は受注者に対して支払うものとする。なお、出来高部分の評価相当額の支払方法については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

- 4 本事業契約が第 2 項の規定により一部解除された場合には、解除された契約内容部分に応じて前項を準用する。

第 8 章 表明保証及び誓約

(受注者による事実の表明保証及び誓約)

第 42 条 受注者は、発注者に対して、本事業契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 受注者の構成企業が、いずれも適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) 受注者による本事業契約の締結及び履行は、受注者の目的の範囲内の行為であり、受注者が本事業契約を締結し、履行することにつき、法律上及び受注者の社内規則上要求されている一切の手續を履践したこと。
 - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が受注者に適用のある法令に違反せず、受注者が当事者であり、若しくは受注者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は受注者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある受注者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い履行強制可能な受注者の債務が生じること。
- 2 受注者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号に掲げる事項を発注者に対して誓約する。
- (1) 本事業契約及び本業務に関して受注者に適用される法令及び規則等を遵守すること。
 - (2) 本業務の遂行に必要な受注者の取得すべき許認可等を維持すること。
 - (3) 受注者が発注者に対して有する債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権の設定その他担保提供する場合には、事前に発注者の書面による承諾を得ること。

(反社会的勢力の排除)

第 43 条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる事実を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。

- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 本事業契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(発注者による事実の表明保証及び誓約)

第 44 条 発注者は、受注者に対して、本事業契約締結日現在において、発注者が、本事業契約の締結について、法令及び発注者の条例等で要求されている授權その他一切の手續を履行していることについて表明し、保証する。

- 2 発注者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、本事業の実施に必要な発注者の取得すべき許認可等を維持することを受注者に対して誓約する。

第 9 章 保険及び契約保証

(契約保証)

第 45 条 受注者は、本事業契約締結と同時に、次の各号に掲げるうちいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社等の保証
- (3) 本事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4) 本事業契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 3 号において「保証の額」という。)は、契約対価の 10 分の 1 以上としなければならない。

- 3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号に掲げる保証をしたときは、当該保証は契約保証金に代わる担保として行われたものとし、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる保証をしたときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約対価の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(保険)

- 第 46 条 受注者は契約期間中、本業務に関連して発生することがある損失や損害に備えて、自己の責任及び費用において、別紙 6 記載の保険を付保する。受注者は、当該保険契約の内容につき、発注者の事前の承諾を得なければならない。
- 2 発注者は、受注者が前項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら損害保険契約を締結することができる。この場合、発注者は受注者に対し、当該損害保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 3 保険金の請求は、第 1 項の場合は受注者、第 2 項の場合は発注者が行うものとし、発注者及び受注者は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

第 10 章 租税

(租税)

- 第 47 条 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて受注者が負担する。発注者は、受注者に対して契約金額に対する消費税相当額及び地方消費税相当額を支払う以外、本事業契約に関連するすべての租税について、本事業契約に別段の規定がある場合を除き負担しない。

第 11 章 その他

(契約上の地位の譲渡等)

- 第 48 条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾なしに、本事業契約上の地位及び権利義務について、譲渡・担保提供その他一切の処分をしてはならない。

(秘密保持)

- 第 49 条 発注者及び受注者は、本事業契約の交渉、本事業契約の契約書の作成、本事業契約の締結、実施を通じて開示を受けた相手方(本条において以下「情報開示者」という。)の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他すべての情報であつて、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報(以下「秘密情報」という。)を、本事業契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また、次の各号に規定する場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。
- (1) 受注者に本事業の遂行に必要な資金を融資する金融機関に対し開示する場合
- (2) 受注者及び前号に規定する者に対し、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (3) 本事業に関して発注者に対し、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合

- (4) 情報公開規程その他の法令等の適用を受ける場合
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
 - (2) 第三者から正当に入手した情報
 - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に得た情報
 - (4) 本条に規定する秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報
- 3 受注者は、本業務を実施するに当たり、個人情報を取り扱う場合、関係法令等及び個人情報保護規程等を適用し、これらの規定に従うほか、発注者の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。
- 4 発注者及び受注者は、本事業契約上の義務の履行又は本事業契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（第 9 条により本事業契約に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合における当該第三者を含む）に、本事業契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書等を滅失、毀損又は改ざんさせ、又は本事業契約上の秘密又は本件秘密文書等を本事業契約の履行以外の目的に使用させてはならない。
- 5 受注者は、第 9 条により本事業契約に基づく事業の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は委託する場合には、当該第三者に対し、その請負業務又は受託業務の遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において受注者が発注者に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。
- 6 発注者は、受注者が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
- 7 発注者は、受注者が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、受注者は直ちに発注者の勧告に従わなければならない。
- 8 本条に規定する秘密保持義務は、本事業契約の終了後も効力を有するものとする。

（管轄裁判所）

第 50 条 本事業契約に関連して生じる一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（雑則）

- 第 51 条 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾及び契約終了告知・解除は、書面により行わなければならない。
- 2 発注者又は受注者が、本事業契約に基づき履行すべき金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律 第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく率を乗じて得た額の遅延損害金をあわせて支払わなけ

ればならない。

(規定外事項)

第 52 条 発注者及び受注者は、本事業契約書等の解釈について疑義が生じた場合及び本事業契約書等に定めのない事項について疑義が生じた場合には、誠意をもって協議のうえ、その解決にあたるものとする。

以 上

別紙 1 本件土地

施設所在地 (地番)	大阪府泉南市岡田 3 丁目 2 4 番 1 号
敷地面積	計 約 18,533 m ² 【内訳】西信達中学校敷地 : 約 15,874 m ² 旧西信達幼稚園敷地 : 約 2,659 m ²
用途地域	第一種中高層住居専用地域 (西信達中学校敷地) 発注者街化調整区域 (旧西信達幼稚園敷地)
建ぺい率	60% (西信達中学校敷地)
容積率	200% (西信達中学校敷地)
日影規制	対象建築物 (高さ 10m 超)、測定面 4m、5m ライン 4 時間、10m ライン 2.5 時間 (西信達中学校敷地)
浸水想定	浸水想定区域外 (西信達中学校敷地) 0.5～3.0m の洪水及び高潮の浸水想定区域 (旧西信達幼稚園敷地)
その他	文化財包蔵区域外

別紙 2 日程表

※ 提案に基づき記載

日程表

日程	項目
	調査の完了
	設計着手
	造成工事着手
	造成工事完了
	実施設計完了
	建設工事着手
	引渡し期日

別紙 3 基本設計完了時に提出すべき書類

- ・設計図 : 2 部
- ・同上製本 : 3 部
- ・同上縮小製本 : 3 部
- ・基本設計説明書 : 2 部
- ・意匠計画概要書 : 2 部
- ・構造計画概要書 : 2 部
- ・設備計画概要書 : 2 部
- ・各技術資料 : 2 部
- ・工事費概算書 : 2 部
- ・日影図 : 2 部
- ・諸官庁協議書、打合議事録 : 2 部
- ・調査報告書 : 2 部

※ 調査報告書は、発注者が実施したもの以外に受注者が独自に調査を行った場合に提出する。

※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体 1 式 1 部を提出する。

※ 図面データは、PDF、JWW、DXF 形式を提出すること。

JWW 以外の形式で作成した場合は、JWW 形式に変換すること。

その際に発生する縮尺、線種整合、文字化け修正等を行うこと。

別紙 4 実施設計完了時に提出すべき書類

- ・設計図 : 2 部
- ・ 同上製本 : 3 部
- ・ 同上縮小製本 : 3 部
- ・ 実施設計説明書 : 2 部
- ・ 数量調書 : 2 部
- ・ 工事費内訳明細書 : 2 部 (補助金申請用を兼ねる)
- ・ 構造計算書 : 2 部
- ・ 設備設計計算書 : 2 部
- ・ 什器備品リスト : 2 部
- ・ 什器備品カタログ : 2 部
- ・ 建物求積図 : 2 部
- ・ 許可等申請、各種届出等 : 2 部
- ・ 諸官庁協議書、打合議事録 : 2 部
- ・ 工事費内訳明細書で採用した単価根拠 (コスト情報、施工単価、建設物価、積算基準、積算マニュアル等の刊行物) : 1 部

※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体 1 式 1 部を提出する。

※ 図面データは、PDF、JWW、DXF 形式を提出すること。

JWW 以外の形式で作成した場合は、JWW 形式に変換すること。

その際に発生する縮尺、線種整合、文字化け修正等を行うこと。

別紙 5 契約対価の支払い方法

1. 契約対価の支払い方法

(1) 設計業務の対価

設計業務の対価は、下表に従い支払うものとする。なお、請求が可能となった時点以降に適法な請求書を発注者へ提出するものとし、発注者は当該請求書を受領してから 40 日以内に支払うものとする。

業務別	想定年度	支払い内容	支払い限度額
基本設計 実施設計	令和 7 年度	前払い	基本設計業務に係る金額の 30%以内
	令和 7 年度	部分払い (基本設計完了)	基本設計業務に係る残額
	令和 7 年度	前払い	実施設計業務に係る金額の 30%以内
	令和 8 年度	完了払い	実施設計業務に係る残額

(2) 建設業務の対価

建設業務の対価は、下表に従い、提案内容に基づき決定する。

なお、それぞれ請求が可能となった時点以降に適法な請求書を発注者へ提出するものとし、発注者は当該請求書を受領してから 40 日以内に支払うものとする。

業務別	想定年度	支払い内容	支払い限度額
解体工事	令和 8 年度 令和 10 年度 令和 11 年度	前払い	解体撤去業務に係る金額の 40%以内
	令和 11 年度	完了払い	解体撤去業務に係る残額

業務別	想定年度	支払い内容	支払い限度額
建設工事 (学校校 舎棟)	令和 8 年度	前払い	建設工事に係る金額の 40%以内
	令和 8 年度	中間前払い 又は 部分払い	建設工事に係る金額の 20%以内 又は 建設工事に係る金額のうち年度末までの出来高金額の 90%以内(前払い金額等を除く)
	令和 9 年度	完成払い	建設工事に係る金額の残額

業務別	想定年度	支払い内容	支払い限度額
建設工事 (屋内運動場・多機能化施設)	令和 10 年度	前払い	建設工事に係る金額の 40%以内
	令和 11 年度	中間前払い 又は 部分払い	建設工事に係る金額の 20%以内 又は 建設工事に係る金額のうち年度末までの出来高金額の 90%以内(前払い金額等を除く)
	令和 11 年度	完成払い	建設工事に係る金額の残額

(3) 工事監理業務の対価

設計業務の対価は、下表に従い支払うものとする。なお、請求が可能となった時点以降に適法な請求書を発注者へ提出するものとし、発注者は当該請求書を受領してから 40 日以内に支払うものとする。

業務別	想定年度	支払い内容	支払い限度額
校舎の工事 監理	令和 9 年度	完了払い	工事監理業務のうち学校校舎棟整備に係る金額
全体の工事 監理	令和 11 年度	完了払い	工事監理業務に係る金額の残額

2. 賃金又は物価の変動に基づく費用の変更

建設業務及び工事監理業務の契約金額の改定に関する基本的考え方は、以下のとおりである。建設業務及び工事監理業務の物価変動に基づく学校施設等整備費の改定は、次式によって表されるものとする。

① 建設業務及び工事監理業務の対価の変更を行う場合（公租公課を除く）

契約締結日から12か月を経過した後に、物価変動率（＊1）が±1.5%を超える場合、発注者又は受注者は、相手方に対して、±1.5%を超える額について学校施設等整備費の変更を請求することができる。

なお、提案時の施設整備費に対する物価変動率の調整については、各年度の支払い対象分に対して行うこととする。

＊1：物価変動率＝ $\alpha - 1$

（各年度の出来形検査終了時の1ヶ月前に数値の確定している

$$\alpha = \frac{\text{直近12か月の建築費指数＊2の平均値}}{\text{（本事業の入札書等を提出した月までの直近の3ヶ月間の建築費指数の平均値）}}$$

＊2：建築費指数：一般財団法人建設物価調査会の「建設物価指数 月報」に確定値として記載される、建築費指数／標準指数／学校（RC）／工事原価の値

② 計算式

物価変動率＞0.015のとき

$$\text{出来形検査終了時の整備費等} = (\text{提案時の学校施設等整備費のうち出来形相当分}) \times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015)$$

物価変動率＜－0.015のとき

$$\text{出来形検査終了時の整備費等} = (\text{提案時の学校施設等整備費のうち出来形相当分}) \times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015)$$

③ その他

上記①、②において、最終の引渡時の支払いの場合は、出来形検査終了時を完工確認終了時と読み替え、出来形相当分を出来形検査を経ていない部分と読み替える。

建設業務の対価については、特別な要因により建設期間内に主要な工事材料及び建設に関する人件費の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設業務の対価が不適当となったときは、上記①、②の他、改定の申し入れをして協議することとする。

別紙 6 保険

※ 提案に基づき記載